

議案第43号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	診療報酬の算定方法（厚生労働省告示）が変更されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 当該条例にて引用する診療報酬の算定方法に係る厚生労働省告示の変更に伴い改正を行うもの。</p> <p>【関係法令】 厚生労働省告示（平成22年厚生労働省告示第69号）</p> <p>【改正内容】 ・ 引用する診療報酬の算定方法に係る厚生労働省告示の変更（第2条第1項関係）</p> <p>【現行】 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</p> <p>【改正案】 診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【予算措置】 特になし</p> <p>【その他】 特になし</p>	